

京都大学立看板規程について (10)

【ご質問】(投稿日：2018年3月22日)

「京都大学立看板規程について (5)」に対するご回答によりますと、「撤去した翌日に再設置したり、他の場所に即座に再設置したりすることは、規程第6条に違反するものであり、認められません」とのことですが、一旦撤去した立看板を再設置するにはどのようにすればよいのでしょうか。

また、第6条の規定を第11条第1項の規定に準用する必要性がわからないのですが、敷地を管理する部局の長が設置期間を定めてもよいのではないのでしょうか。

ご回答よろしくお願いたします。

【回答】(回答日：2018年4月19日)

(総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課)

例えば、立看板の内容が異なり、改めて情報発信する必要がある場合が考えられます。設置期間だけ書き換えて立看板を再設置し続けることは、設置期間を30日間と定めている規程第6条に違反するものです。

規程第6条の設置期間に係る規定は、立看板の設置場所には限りがあることや、1つの団体が特定の場所を独占することなく様々な団体が使用できるようにすること等を勘案して設けられたものですが、それは本学が別に指定する場所以外に立看板を設置する場合でも同様であることから、第11条において第6条を準用することとしています。